

医療的ケア児支援関連事業

～令和2年度概算要求について～

令和元年10月11日（金）

令和元年度医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議

目次

- ◆ 医療的ケア児の支援に向けた主な取組・・・・・・・・・・ 2
- ◆ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・・・・ 3
- ◆ 厚生労働省健康局難病対策課・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ◆ 厚生労働省医政局地域医療課在宅医療推進室・・・・・・ 7
- ◆ 厚生労働省子ども家庭局保育課・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ◆ 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課・・・・・・・・・・・・ 9
- ◆ 厚生労働省子ども家庭局母子保健課・・・・・・・・・・・・ 10
- ◆ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課・・・・²・・・・ 11

医療的ケア児の支援に向けた主な取組①

障害福祉等

○障害福祉サービス等報酬改定（平成30年4月～）

- ・ 障害児通所支援・福祉型障害児入所施設における看護職員配置加算の創設
- ・ 障害児通所支援における医療連携体制加算の充実
- ・ 短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設 等

○介護報酬改定（平成30年4月～）

療養通所介護（重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施）において、更に地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から定員数を9名から18名へと引上げ。

○医療的ケア児等総合支援事業（令和2年度概算要求額：2.0億円）

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施するため、令和元年度に創設。

○医療型短期入所事業所開設支援（令和2年度概算要求額：571億円の内数）

医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援するため、医療機関職員の実地研修等を実施。

○医療的ケア児等医療情報共有サービス（令和2年度概算要求額：0.5億円）

救急時や、予想外の災害等に遭遇した際に、どこにいても適切な対応を受けられるよう、医療情報共有システムを構築。

医療的ケア児の支援に向けた主な取組②

医療・小児慢性特定疾病

○診療報酬改定（平成30年4月～）

- ・小児科療養指導料の対象として、医療的ケアが必要な小児を追加するとともに、学校との情報共有・連携を要件化
- ・長時間訪問看護加算を週3回算定できる対象に医療的ケアが必要な小児を追加
- ・医療的ケア児が学校に通学する際に、在宅で療養支援を行っている訪問看護ステーションから学校への情報提供を評価 等

○在宅医療関連講師人材養成事業（令和2年度概算要求額：2,345万円）

高齢者向け在宅医療、小児向け在宅医療、訪問看護の3つの分野ごとに、医師や看護師を対象とした人材育成プログラムの開発を行うとともに、医療従事者や行政職員等が地域で在宅医療の人材育成事業を行うための中央研修を実施。

○小児慢性特定疾病の医療費助成（令和2年度概算要求額：160.0億円）

医療費の自己負担分の一部を助成。

【対象疾病数：756疾病（16疾患群） ⇒ 令和元年7月から762疾病（16疾患群）】

○小児慢性特定疾病児童自立支援事業（令和2年度概算要求額：9.2億円）

学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ自立を阻害されている児童等について、相談支援事業や相互交流促進事業等を実施。

医療的ケア児の支援に向けた主な取組③

保育・母子保健

○医療的ケア児保育支援モデル事業（令和２年度概算要求額：477億円の内数）

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として保育所等における、看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を支援する。（90自治体（予算か所数））

○障害児受入強化推進事業（令和２年度概算要求額：1,304億円の内数＋事項要求（内閣府予算））

放課後児童クラブにおける医療的ケア児に対する支援に必要な看護職員の配置等に要する経費の補助を行う。

○子育て世代包括支援センター（令和２年度概算要求額：1,304億円の内数＋事項要求（内閣府予算））

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等を配置して「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、妊産婦、乳幼児並びにその保護者を対象にきめ細かな相談支援等を行う。（2019年4月1日現在で983市区町村（1,717か所）で実施）

教育

○医療的ケアのための看護師配置（令和２年度概算要求額：2,142百万円の内数）【文部科学省予算】

- ① 特別支援学校、幼稚園、小・中・高等学校等への看護師の配置【拡充】
- ② 校外学習や登下校時における送迎車両への看護師の同乗【拡充】
- ③ 指導的な立場となる看護師の配置（都道府県のみ）【新規】

（補助対象先：都道府県、市町村、学校法人 補助率：1／3）

○学校における医療的ケア実施体制構築事業（令和２年度概算要求額：32百万円）【文部科学省予算】

人工呼吸器の管理等がひつような児童生徒等の受入体制の在り方等を調査研究するとともに、新たに教育委員会による看護師等に対する研修をより充実させるための取組を実施する。

（委託先：10自治体、1団体）

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

～医療的ケアのある子どもとその家族の笑顔のために～

【事業内容】

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村

【令和2年予算概算要求】 地域生活支援促進事業 198,543千円（128,543千円）＜拡充＞



地方自治体における
医療的ケア児等の協議の場の設置



医療的ケア児等コーディネーターの配置

- ・ 各種サービスの紹介や相談
- ・ 医療、福祉、教育等の関係機関との連携



医療的ケア児等コーディネーターや
医療的ケア児等支援者（喀痰吸引含む）の養成研修

- ・ 事業所からの付き添いなどのバックアップ
- ・ 適切な情報交換



障害児通所支援施設 保育園・幼稚園

併行通園の促進



家族のレスパイト



きょうだい児への支援

課題

その他、障害福祉サービス等と重複しない支援

医療的ケア児等とその家族への支援

支援施策の検討

日中の居場所作り

医療的ケア児や家族に対する支援の充実

支援者の確保

支援者の確保

総合的な支援を実施

- ✓ 地方自治体において、医療的ケア児等とその家族への支援体制の強化
- ✓ 障害福祉サービスでは実施が難しいニーズに対する支援
- ✓ 地域に障害福祉サービス等の実施事業所がなくても地方自治体による支援の実現が可能

新規（拡充）

- ・ 看護職員に対する医療的ケアに関する研修
- ・ 就業先とのマッチング 等



看護職員への研修



障害児通所支援施設

医療的ケア児等に対応する看護職員確保
のための体制構築（新規）

医療型短期入所事業所開設支援※都道府県事業(指定都市、中核市も可)

(項) 障害保健福祉費

(目) 地域生活支援事業費等補助金

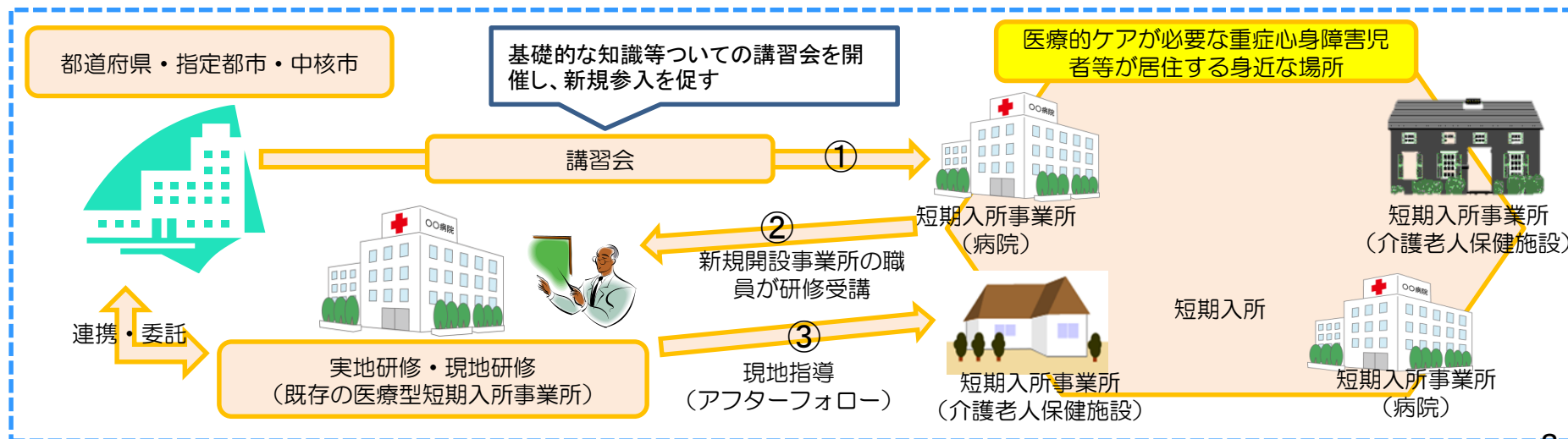
令和2年度概算要求額：571億円の内数（495億円の内数）

目的

- 医療型短期入所事業の対象である重症心身障害児者等が身近な地域で短期入所を利用できるよう、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援し、重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送れるよう支援の充実を図ることを目的とする。

事業内容

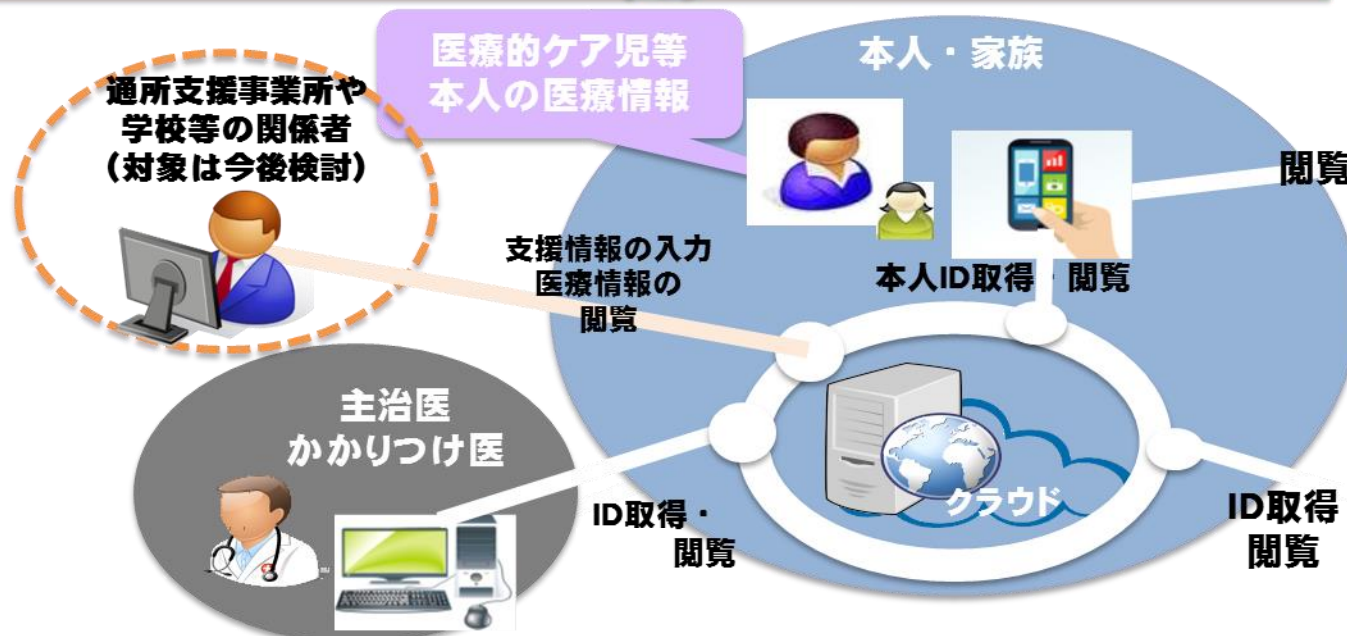
- 1) 新規開設に向けた医療機関等に対する講習等
医療型短期入所事業所の新規開設に向けて、医療機関や介護老人保健施設等に対し、重症心身障害児者等に対する支援の基礎的な知識や、既存施設の短期入所における支援事例などについての講習等を実施する。
- 2) 新規開設事業所の職員に対する研修等
新規開設事業所の職員に対し、重症心身障害児者等の障害特性に関する知識や支援技術の習得を図るための実地研修等を実施する。
例えば、新規開設事業所と既に医療型短期入所事業を実施している施設との間で、職員を相互に交換する研修を実施することなどが考えられる。



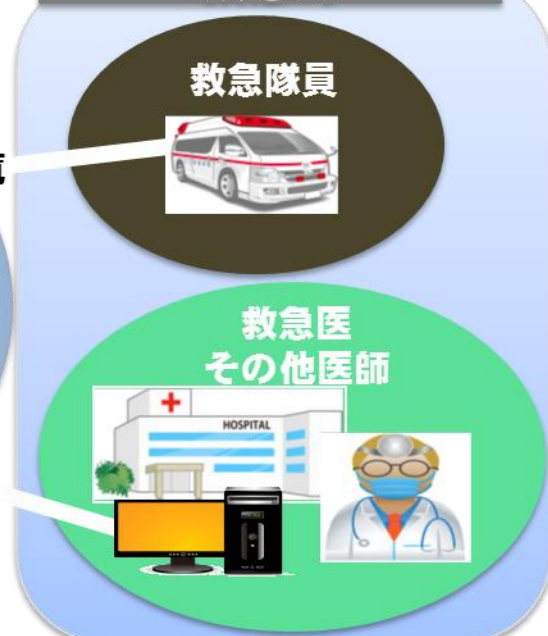
医療的ケア児等医療情報共有システムの運用について

医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするため、平成28年度の調査研究及び平成29年度のプロトタイプシステムを活用した実証実験をもとに、平成30年度に全国展開に向けたシステムの改修を行い、令和元年度に医療機関以外の支援者への情報共有の機能を実装し、令和2年度から本格的にシステムを運用する。

平時



救急時



《平成30年度》

- ①医療機関以外の支援者（通所支援事業所・学校等）への情報共有の仕組みを検討
- ②全国の医療機関へのシステムの普及活動
⇒全国展開に向けたシステムの改修やサービスの供用開始等を図る。
（サービスの実施主体や費用面のあり方については、引き続き検討。）

《令和元年度》 予算：208,115千円

- ①平成29年度の実証実験により抽出された課題等を踏まえ、システムを改修
 - 医師の入力負担の軽減策について
 - 救急医療機関での情報へのアクセスについて
 - 必要となるセキュリティ対策について
- ②平成31年度に構築するシステムの運用経費
※平成31年度～33年度まで国庫債務負担行為
- ③平成30年度に検討した医療機関以外の支援者（通所支援事業所・学校等）への情報共有機能実装

《令和2年度》 概算要求：53,883千円

- システムの運用経費
※令和元年度～3年度まで国庫債務負担行為

厚生労働省
健康局 難病対策課

小児慢性特定疾病の医療費助成の概要

- 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

医療費助成の概要

○ 対象者の要件

- ・小児慢性特定疾病(※)にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度であること。
※①慢性に経過する疾病であること ②生命を長期に脅かす疾病であること ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの。

- ・18歳未満の児童であること。(ただし、18歳到達時点において本制度の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。)

- 自己負担
- 実施主体
- 国庫負担率
- 根拠条文

- 申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある。
- 都道府県・指定都市・中核市
- 1/2(都道府県・指定都市・中核市1/2)
- 児童福祉法第19条の2、第53条



対象疾患群

- | | | |
|-----------|-----------|----------------|
| ① 悪性新生物 | ⑦ 糖尿病 | ⑬ 染色体又は遺伝子 |
| ② 慢性腎疾患 | ⑧ 先天性代謝異常 | に変化を伴う症候群 |
| ③ 慢性呼吸器疾患 | ⑨ 血液疾患 | ⑭ 皮膚疾患 |
| ④ 慢性心疾患 | ⑩ 免疫疾患 | ⑮ 骨系統疾患 |
| ⑤ 内分泌疾患 | ⑪ 神経・筋疾患 | ⑯ 脈管系疾患 |
| ⑥ 膠原病 | ⑫ 慢性消化器疾患 | ※⑮⑯は平成30年度から追加 |

対象疾病

- ・対象疾病数：762疾病（16疾患群）

予算額

- ・令和元年度予算額：15,221,241千円
- ・令和2年度概算要求額：16,008,709千円（787,468千円増）

小児慢性特定疾病児童自立支援事業

【事業の目的・内容】

幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図る。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【国庫負担率】1／2（都道府県・指定都市・中核市1／2）

【根拠条文】児童福祉法第19条の22、第53条

【予算額】令和元年度予算額：922,784千円 → 令和2年度予算額：922,784千円（± 0千円）

＜必須事業＞（第19条の22第1項）

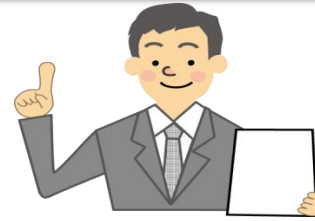
相談支援事業



＜相談支援例＞

- ・自立に向けた相談支援
- ・療育相談指導
- ・巡回相談
- ・ピアカウンセリング 等

小児慢性特定疾病児童自立支援員



＜支援例＞

- ・関係機関との連絡・調整及び利用者との橋渡し
- ・患児個人に対し、地域における各種支援策の活用 の提案 等

＜任意事業＞（第19条の22第2項）

療養生活支援事業



ex

- ・レスパイト
- 【第19条の22第2項第1号】

相互交流支援事業



ex

- ・患児同士の交流
 - ・ワークショップの開催 等
- 【第19条の22第2項第2号】

就職支援事業



ex

- ・職場体験
 - ・就労相談会 等
- 【第19条の22第2項第3号】

介護者支援事業



ex

- ・通院の付き添い支援
 - ・患児のきょうだいへの支援 等
- 【第19条の22第2項第4号】

その他の自立支援事業



ex

- ・学習支援
 - ・身体づくり支援 2等
- 【第19条の22第2項第5号】

厚生労働省医政局
地域医療課在宅医療推進室

■在宅医療関連講師人材養成事業

令和2年度概算要求額 23,450千円
(令和元年度予算額 23,207千円)

【趣旨】

在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で人材育成事業を支えることのできる高度人材を養成する。

【事業概要】

医師を対象とした「①高齢者向け在宅医療」、「②小児向け在宅医療」、看護師を対象とした「③訪問看護」の3分野ごとに、**研修プログラムの開発を行うとともに、相応の経験を積んだ医療従事者、団体役員等に対し、中央研修を実施する。**

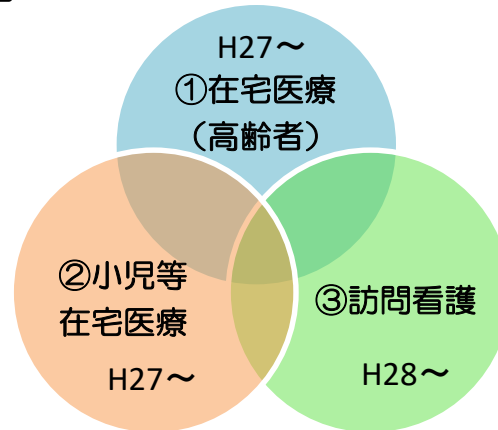
(②・③分野では、行政職員が医師又は看護師と共に研修に参加し、地域の実情に応じた研修プログラム作成に取り組む演習も実施)

令和元年度は、都道府県・市町村の、研修を受けた人材の活用状況について調査の上、事例集を作成し、優良事例の横展開を行う。

国（関係団体、研究機関、学会等）

◆研修プログラムの開発

- ・職能団体、研究機関、学会等が連携し、人材育成研修プログラムを作成。
- ・プログラムは、在宅医療の主要な3分野に特化して構築。それぞれのプログラムの相互連携も盛り込む。



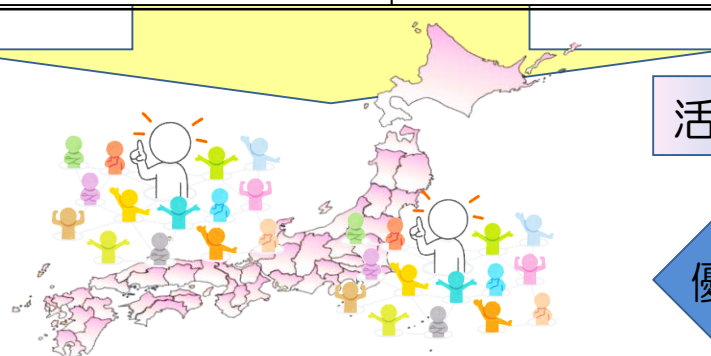
◆中央研修の実施

- ・開発したプログラムを活用し、中央研修を実施。
- ・受講者が、地域で自治体と連携しながら人材育成事業を運営するなど、中心的な存在として活躍することを期待。

* 平成30年度の全国研修の状況

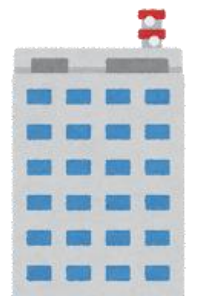
- ①高齢者向け在宅医療
日時：平成31年1月20日
参加者：191名（医師）
- ②小児向け在宅医療
日時：平成31年1月27日
参加者：235名
（医師146名・行政89名）
- ③訪問看護
日時：平成30年11月30日
参加者：128名
（看護師93名・行政35名）

研修修了者が各自治体において実施した人材育成事業を調査し、地域での先進的な優良事例について全国的な横展開を実施する。



活用事例の調査

優良事例の展開



厚生労働省
子ども家庭局保育課

医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度要求：477億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等を市区町村内の基幹施設として、医療的要因や障害の程度が高い子どもの対応を行うとともに、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

令和2年度要求における対応《拡充》

【課題】

- 保育所における医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所において受入れが可能かどうか、関係者間で検討する必要がある。

【対応】

- 都道府県等における受入れの判断をするための検討会の設置など、環境整備を図るための事業費補助(旅費、謝金、会議費等)を創設する。

検討会の設置



<主な役割>

- 医療的ケア児の受入れについて検討。
- 関係機関との連絡体制の構築
- 施設や保護者との調整
- 支援計画の策定

【実施主体】

- 都道府県、市区町村

【補助基準額（案）】

○基本分単価 **[1市区町村当たり年額 7,915千円]**

- ① 看護師等の配置(5,100千円)
- ② 補助者の配置(2,100千円)
- ③ 研修の受講支援(300千円)
- ④ **事業費(415千円)**

○加算分単価 **[1市区町村当たり年額 2,650千円]**

- ⑤ 支援者の配置(2,100千円)
- ⑥ ガイドラインの策定(550千円)

【補助割合】

- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

平成30年度（実績ベース）：37か所

(埼玉県)坂戸市、(千葉県)松戸市、習志野市、浦安市、山武市、(東京都)八王子市、福生市、(神奈川県)川崎市、茅ヶ崎市、(新潟県)南魚沼市、(福井県)小浜市、鯖江市、永平寺町、(長野県)松本市、(三重県)伊勢市、名張市、(滋賀県)近江八幡市、草津市、甲賀市、東近江市、(京都府)京都市、長岡京市、亀岡市、(大阪府)大阪市、堺市、交野市、茨木市、箕面市、岬町、(兵庫県)神戸市、(奈良県)橿原市、(岡山県)津山市、(広島県)東広島市、府中市、(福岡県)北九州市、福岡市、久留米市

令和元年度（申請ベース）：73か所

(北海道)札幌市、上富良野町、音更町、蘭越町、(青森県)五所川原市、(宮城県)仙台市、(福島県)南相馬市、(栃木県)鹿沼市、(埼玉県)上尾市、鶴ヶ島市、(千葉県)千葉市、松戸市、佐倉市、習志野市、浦安市、山武市、匝瑳市、(東京都)八王子市、国立市、東大和市、(神奈川県)川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、厚木市、(新潟県)上越市、長岡市、(福井県)福井市、小浜市、勝山市、鯖江市、永平寺町、南越前町、(長野県)松本市、伊那市、朝日村、南箕輪村、木曽町、(愛知県)名古屋市中区、豊橋市、豊田市、長久手市、(三重県)伊勢市、(滋賀県)近江八幡市、草津市、甲賀市、湖南市、東近江市、(京都府)京都市、宮津市、長岡京市、亀岡市、城陽市、(大阪府)大阪市、堺市、茨木市、箕面市、岬町、(鳥取県)米子市、(岡山県)岡山市、津山市、(広島県)東広島市、世羅町、(高知県)高知市、(福岡県)福岡市、北九州市、久留米市、小竹町、筑前町、(長崎県)松浦市、佐々町、(熊本県)菊池市、(鹿児島県)霧島市、(沖縄県)宜野湾市

厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課

放課後児童クラブの障害児受入強化推進事業について

1. 趣旨・内容

令和2年度概算要求額:1,304億円の内数+事項要求

(1) 障害児受入要件の拡充

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行っている。

(2) 医療的ケア児に対する支援

医療的ケア児に対する支援に必要な看護職員の配置等に要する経費の補助を行う。

※(1)(2)ともに活用することが可能

2. 実施主体

市町村(特別区を含む。)

3. 令和元年度国庫補助基準額

(1) 1支援の単位当たり年額:1,847千円

(2) 1支援の単位当たり年額:3,847千円

(参考)障害児受入推進事業

放課後児童クラブにおける障害児受入れを推進するため、障害児(1人以上)の受入に必要な専門的知識等を有する職員の配置に要する補助を行う。

※令和元年度国庫補助基準額:1支援の単位当たり年額1,847千円

4. 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和元年度予算】

①障害児を**3人以上(※1)受け入れる場合**、障害児受入推進事業(※2)による職員1名の加配に加え、職員を1名加配するための補助を実施。

※1 受け入れる障害児に医療的ケア児が含まれ、②による職員配置を行っている場合、医療的ケア児を除く障害児について補助要件に係る障害児数としてカウントする。

※2 障害児受入推進事業においては、医療的ケア児も含む障害児について、補助要件に係る児童数としてカウントする。

②**医療的ケア児を受け入れる場合、看護職員の配置に要する費用**(職員がたん吸引等を実施するための研修を受講するための代替職員の配置等、受入れに必要な経費を含めることも可能)**を補助**。

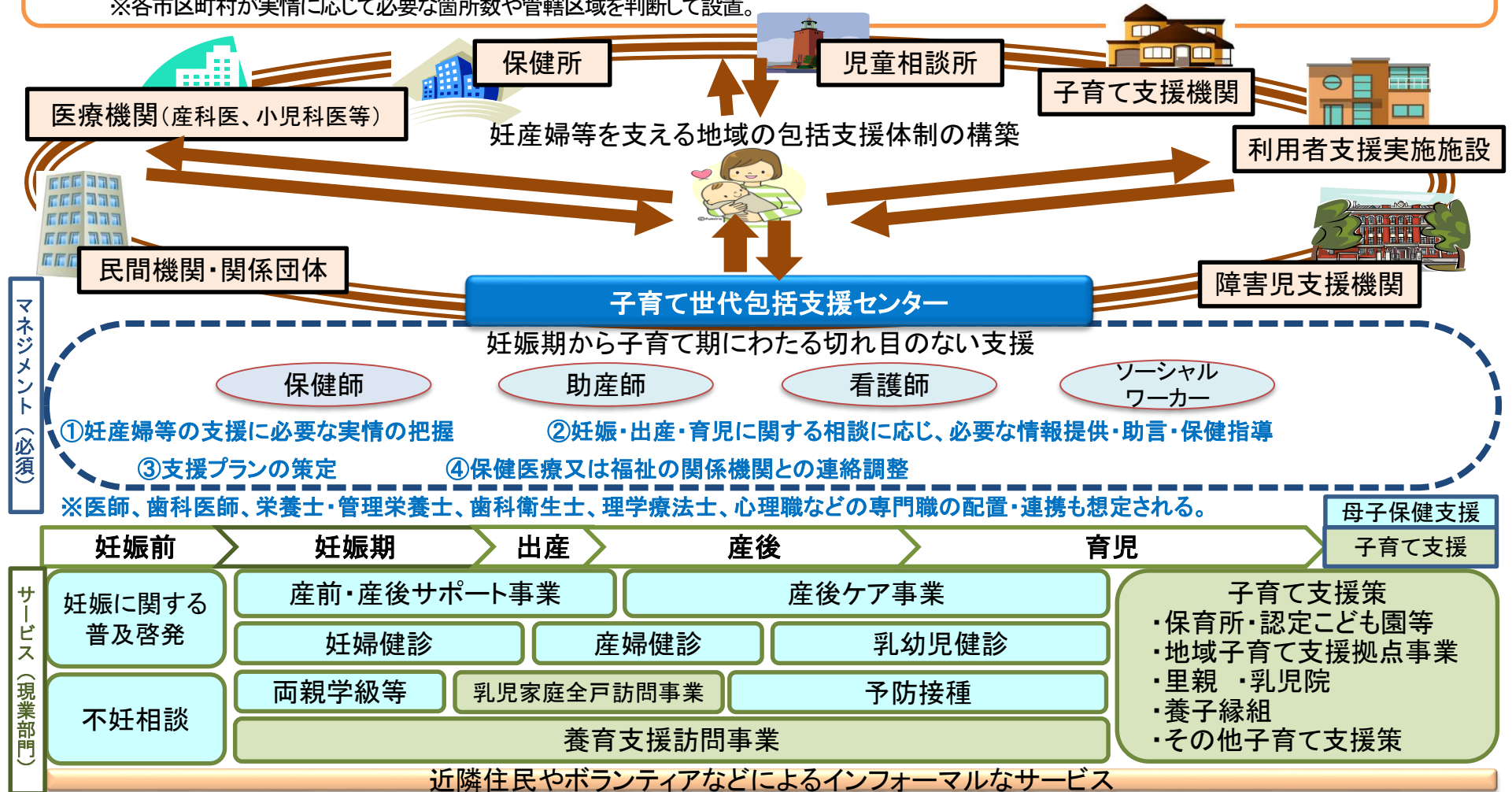
※ 医療的ケア児を除く障害児を3人以上受け入れる場合、障害児受入のための加算と医療的ケア児受入のための加算の両方を算定することが可能。



厚生労働省子ども家庭局
母子保健課

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)
 > 実施市町村数: 983市区町村(1,717か所)(2019年4月1日現在) > **2020年度末までに全国展開**を目指す。
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課

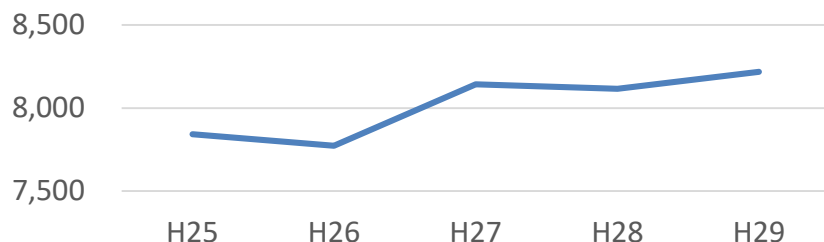
学校における医療的ケアのための看護師配置

令和2年度概算要求額 2,142百万円の内数
(前年度予算額 1,796百万円の内数)



学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒等が増加

特別支援学校に在籍する医ケア児の数



【学校に配置された看護師が主に行う業務】

- 医療的ケアの実施
- 主治医等との連絡・調整
- ヒヤリ・ハット事例の蓄積と予防
- 教職員への理解啓発 など



特別支援学校、幼稚園、小・中・高等学校

自治体等が、医療的ケアを行う看護師等を学校に配置等するために要する経費の一部を補助

◇補助事業名：教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）

◇補助対象先：都道府県、市町村、学校法人

◇補助率：1／3

◇補助対象経費：

- ① 特別支援学校、幼稚園、小・中・高等学校等への看護師の配置【拡充】
- ② 校外学習や登下校時における送迎車両への看護師の同乗【拡充】
- ③ 指導的な立場となる看護師の配置（都道府県のみ）【新規】

予算積算上の看護師の数



※地域の病院や訪問看護ステーションへ看護師の配置等を委託することも可能

学校における医療的ケア実施体制構築事業

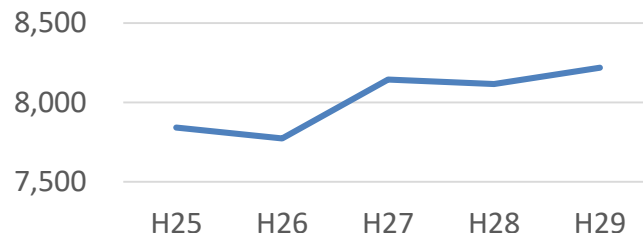
令和2年度要求・要望額 32百万円
(前年度予算額 59百万円)



現在、学校に在籍する医療的ケア児は年々増加するとともに、人工呼吸器※の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする児童生徒等が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある。

※人工呼吸器を使用する特別支援学校に在籍する医ケア児の数が10年間で約2.4倍に増加。
【H20：587人 ⇒ H29：1,418人】

特別支援学校に在籍する医ケア児の推移



有識者会議において、「学校における医療的ケアに関する基本的な考え方」などが取りまとめられる。

※学校における医療的ケアの実施に関する検討会議「最終まとめ」（平成31年2月28日）



学校における医療的ケア実施体制構築

人工呼吸器の管理等が必要な児童生徒等を学校で受け入れる際、必要となる体制の構築や医療的ケア実施マニュアル等の作成などについて調査研究

10自治体

学校における医療的ケアに関する研修機会の提供

教育委員会による看護師等に対する研修をより充実させていくため、各自治体の参考となるような最新の医療情報の提供や実技演習、実践報告、学校で働く経験の浅い看護師が安心して業務に対応できることを含めた研修の企画・実施

1団体（新規）

これまでの調査研究の成果等を踏まえ、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応した体制や実施マニュアル等の在り方について検討し、その検討結果を全国に周知

医療的ケア児の教育に当たって、児童生徒等の安全確保を保障

【関連予算】切れ目ない支援体制整備充実事業費補助金 ⇒ 医療的ケアのための看護師配置に係る経費の一部を補助（国：1／3、自治体等：2／3）